

処 分 基 準

平成27年4月6日作成

条 例 ・ 規 則 名 : 金属くず類回収業に関する条例
根 拠 条 項 : 第23条第2項
処 分 の 概 要 : 許可の取消し、営業の停止命令
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
条例・規則の定め: ・ 金属くず類回収業に関する条例第23条第1項 (許可の取消し、営業の停止命令)
処 分 基 準 : 他の営業所について回収業の許可を取り消されたときは、回収業の許可を取消し、他の営業所について営業の停止を命じられたときは、当該他の営業所の処分以下で営業の停止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :